第十四款　政策統括官

（政策企画官、社会保障財政企画官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、社会統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条　本省に、政策企画官四人、社会保障財政企画官一人、サイバーセキュリティ監査官三人、特別サイバーセキュリティ監査官二人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、社会統計官一人、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、情報システム管理官一人及び調査官二人を置く。

2～14　（略）

（雇用環境・均等部の所掌事務）

第七百六十条の二　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関する事務の調整に関すること。

七～十六　（略）

（職業安定部の所掌事務）

第七百六十二条　職業安定部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること。

七～十二　（略）

十三　職業能力開発促進法第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十四　（略）

2　東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局の職業安定部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第八号（需給調整事業部の所掌に属するものを除く。）及び第九号から第十四号までに掲げる事務、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

（需給調整事業部の所掌事務）

第七百六十二条の二　需給調整事業部は、前条第一項第三号（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関することを除く。）、第八号（派遣労働者及び請負労働者に関するもの（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に限る。）及び第十号（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関すること（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）に限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（企画課の所掌業務）

第七百七十六条の二　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関する事務の調整に関すること。

六～十六　（略）

第十三款　政策統括官

（政策企画官、社会保障財政企画官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、社会統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条　本省に、政策企画官四人、社会保障財政企画官一人、サイバーセキュリティ監査官三人、特別サイバーセキュリティ監査官二人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人、社会統計官一人、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、情報システム管理官一人及び調査官二人を置く。

2～14　（略）

（雇用環境・均等部の所掌事務）

第七百六十条の二　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関すること。

七～十六　（略）

（職業安定部の所掌事務）

第七百六十二条　職業安定部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること。

七～十二　（略）

十三　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十四　（略）

2　東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局の職業安定部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第八号（需給調整事業部の所掌に属するものを除く。）及び第九号から第十四号までに掲げる事務、職業安定法第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

（需給調整事業部の所掌事務）

第七百六十二条の二　需給調整事業部は、前条第一項第三号（職業安定法第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関すること及び青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関することを除く。）及び第八号（派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）に関するもの（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に限る。）に掲げる事務をつかさどる。

（企画課の所掌業務）

第七百七十六条の二　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関すること。

六～十六　（略）